



“ニワミチよっかいち”利活用戦略

1. 利活用戦略の狙い	3
1-1. 利活用戦略の背景と狙い	3
1-2. 利活用戦略の使い方	5
1-3. 対象範囲	6
2. 利活用の体制	7
2-1. ニワミチ全体の一体的なマネジメントを 実現するまちづくり主体	7
2-2. 体制	8
3. 利活用の基本的な考え方	9
3-1. 利活用における3つの戦略	9
3-2. 戦略①「みんなが気持ちよく過ごすこと ができる」居心地の良さの実現	11
3-3. 戦略②「みんなで作くり、育てていく」 インクルーシブな賑わいづくり	12
3-4. 戦略③「使い続けたいくなる、何度も来たいくなる」 魅力的なコンテンツ・効果的な情報発信	13
4. 利活用スキームとルール	14
4-1. 利活用スキーム	14
4-2. 手続きフロー	17
5. 賑わい空間の維持管理方針と賑わいづくりの手法 について	18
5-1. 賑わい空間の維持管理方針	18
5-2. 賑わいづくりの手法	19

1-1. 利活用戦略の背景と狙い

利活用戦略は、下記【背景】に示す空間再編を契機として、**四日市の賑わいづくりに関わる関係人口を増やしていきつつ、質の高い利活用を持続的に行っていく**ことで、下記【4つの狙い】を達成するための戦略である

【背景】

- ・四日市市では、“ニワミチ”をキーワードに近鉄四日市駅周辺からJR四日市駅にかけての約1.6kmの区間で中央通りの再編を進めている
- ・バスタ四日市や中央通り公園が完成すると、中央通りは歩行者中心の空間へと大きく変貌する
- ・この空間制度（バスタ）やPark-PFI制度の運営には、コンセッションが導入され、歩行者利便増進道路制度の活用も想定されるなど、官民連携での賑わいづくりが進められていく

【4つの狙い】

1. それぞれの空間活用の担い手が連携して取り組むまちのエリアブランディング

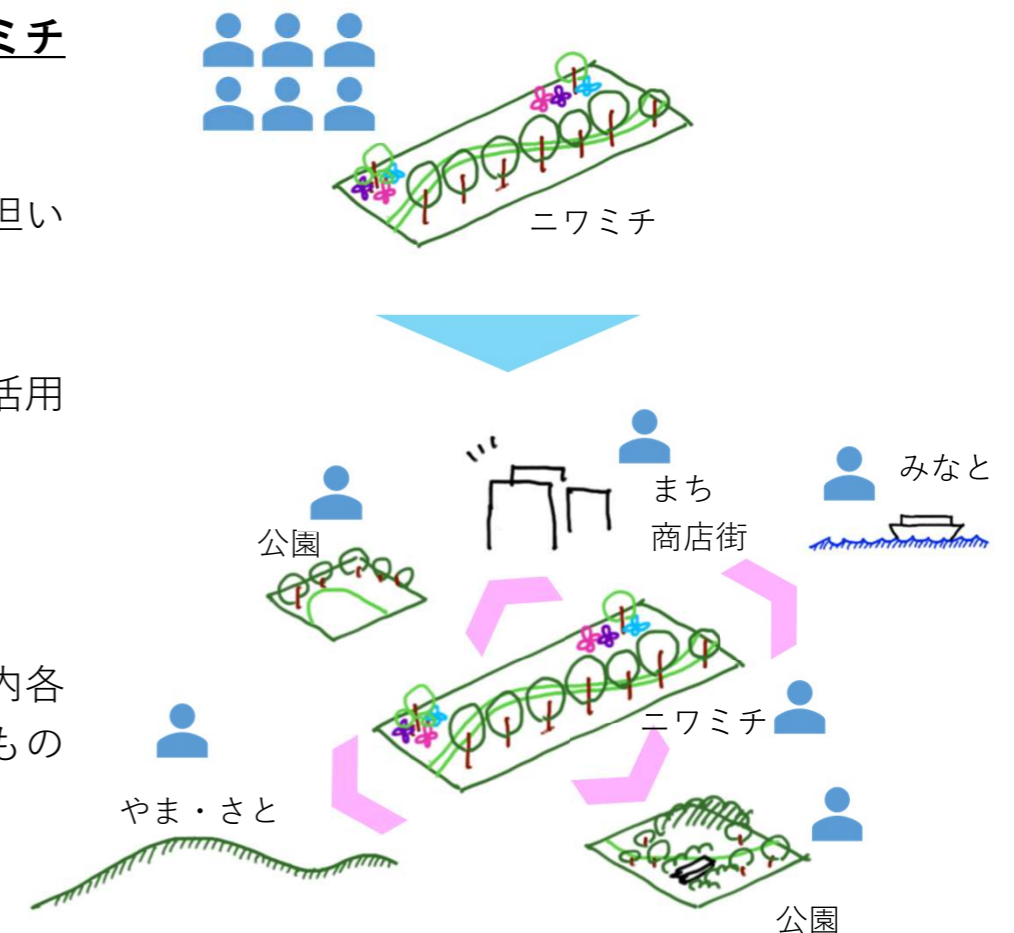
- ・ニワミチ空間の運営に民間活力の導入を図る仕組みが導入されることを踏まえ、それぞれの空間活用の担い手（官（国・市）・民（複数の事業者））間の連携を図る体制づくりの方針を示し、ニワミチ全体の一体的なマネジメントを実現しようとするもの
- ・ニワミチ空間の使い方の基本的な考えやルールを戦略として示すことで、それぞれの空間活用の担い手の取り組みの調和を図り、四日市のまちのエリアブランディング・価値向上を目指すもの
- ・利活用スキームやルール、望ましい活用シーンを示すことで、利活用のための手続きや多様な利活用方法への理解を深め、まちづくりに参加する気運醸成を図るもの

2. ニワミチからまち、さと、みなとへのまちづくり・賑わいの波及

- ・都市機能や情報、交通の拠点となるニワミチ空間に官民連携まちづくり体制を整えることで、市内各所や広域エリアでのまちづくり活動を結ぶハブとなり賑わいを波及させていくことを狙いとするもの

3. ニワミチをまちづくりの総合拠点化し、東海エリアにおける西の中核都市へ

- ・三重県の玄関口に相応しい一大交通拠点が整備され、道路空間やそこで行われるサービス全体を総合的にマネジメントするための拠点として、マネジメントの高度化・多様化を図り（リンク×ノード×マネジメント）、四日市市周辺北勢エリアや三重県と連携することで、東海エリアにおける西の中核都市としての役割を果たす



1. 利活用戦略の狙い

1-1. 利活用戦略の背景と狙い

【4つの狙い】

4. 更なる賑わいづくりに向けた商店街、沿道、周辺公共施設との連携

；既存まちづくり団体やイベント取り組み主体との連携による、中央通りを含むまち全体での賑わいづくりに取り組む

- ・大四日市まつりやジャズフェスティバルなど、四日市の市街地全体で同時多発的に実施されるイベントや空間活用を念頭に、既存まちづくり団体やイベント取り組み主体と連携することで、中央通りのオープンスペースの活用を促し、中央通りを含むまち全体での賑わいづくりに取り組む

；スマートシティサービスによる中央通りと商店街が連動した“まち育て”を推進

- ・空間を使いたい主体と空間を所有・管理する使ってほしい主体のマッチングを促進するスマートシティサービスを実装する
- ・中央通りのオープンスペース活用を“まち育て”の契機とし、様々な活動のトライアル（キッチンカーの出店や市民活動の披露の場等）でノウハウを蓄積しながら、商店街等沿道の空き地や空き店舗を活用した展開へつなげていく

；沿道の低層部の積極的な活用による沿道と道路が一体となった賑わいづくり

- ・沿道でのオープンテラス等の賑わいの創出や「利活用リザーブ空間」の設定による沿道店舗からののにじみ出しなど、沿道店舗や土地所有者の道路への積極的な関わり方を模索し、沿道低層部と道路が一体となった賑わいづくりに取り組む



ほこみち制度を活用した事例
サンキタ通り（神戸市）

1-2. 利活用戦略の使い方

- ・賑わいづくり・利活用を通じたまちづくりの狙いを見据えて、利活用戦略は、以下のPDCAサイクルを通して継続的に改善していく
- ・利活用戦略と景観形成戦略は、相互に連携した戦略とすることから、内容の更新にあたっては、必要に応じて連動した更新を行う

【①計画（PLAN）段階での運用方針】

利活用計画の立案

- ・NYPは利活用戦略に沿って年間の利活用計画を策定する
- ・利活用計画の中には検証可能な評価指標を組み込む

【②実行（DO）段階での運用方針】

利活用計画の実行

- ・計画に基づいて、実際に空間を利活用する
 - ・どのようなシーンが展開されているかを記録し、問題が発生した場合には、計画や戦略に捉われずに柔軟に対応する
- #### 様々な利活用主体との連携
- ・様々な「利活用主体」と連携し、プロジェクトを進める

【④改善（ACTION）段階での運用方針】

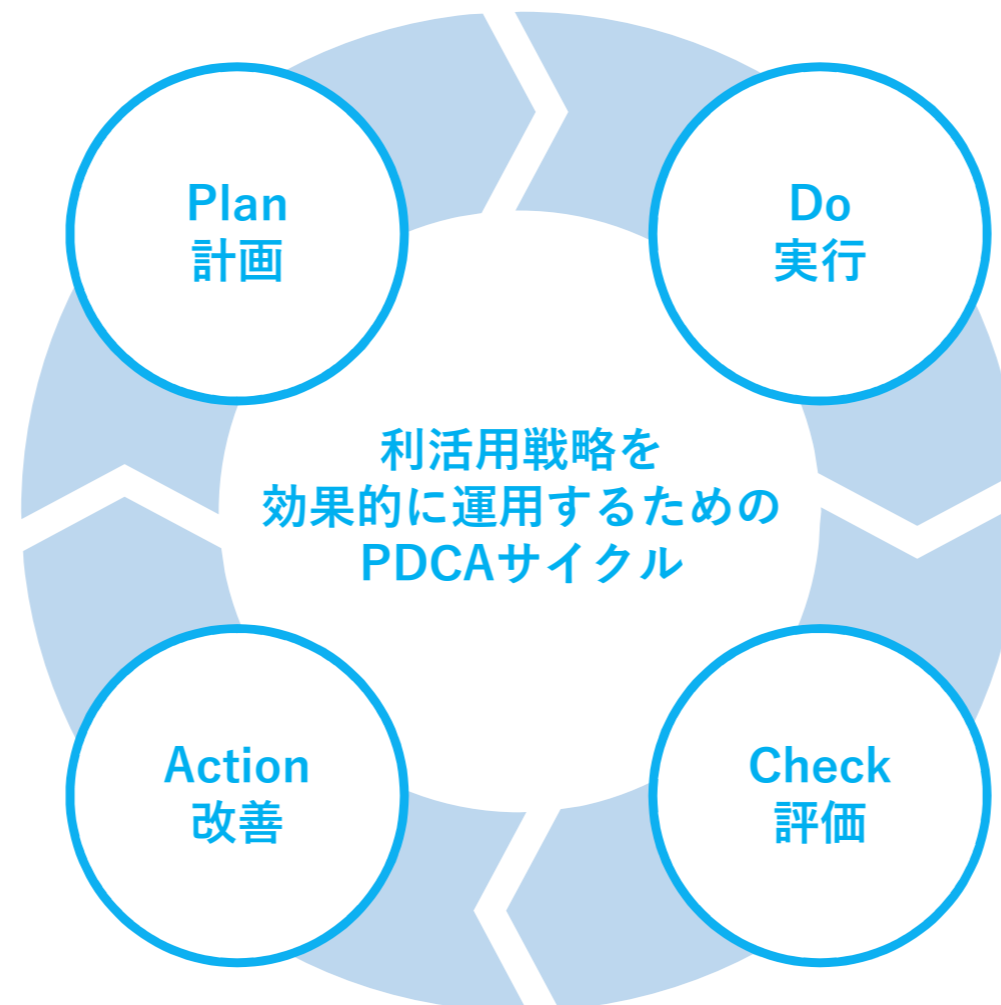
改善点の検討と反映

- ・③での評価結果に基づいて、改善すべき点を検討する
- ・短期的、あるいは長期的な改善点を、次回計画や利活用戦略そのものにフィードバックする
- ・継続的なPDCAサイクルにより、まちづくりの取り組みを継続的に改善していく（利活用戦略）

【③評価（CHECK）段階での運用方針】

実行結果や戦略そのものの評価

- ・実行結果の記録を作成する
- ・評価指標に基づいて「3つの戦略」の達成度合いを検証



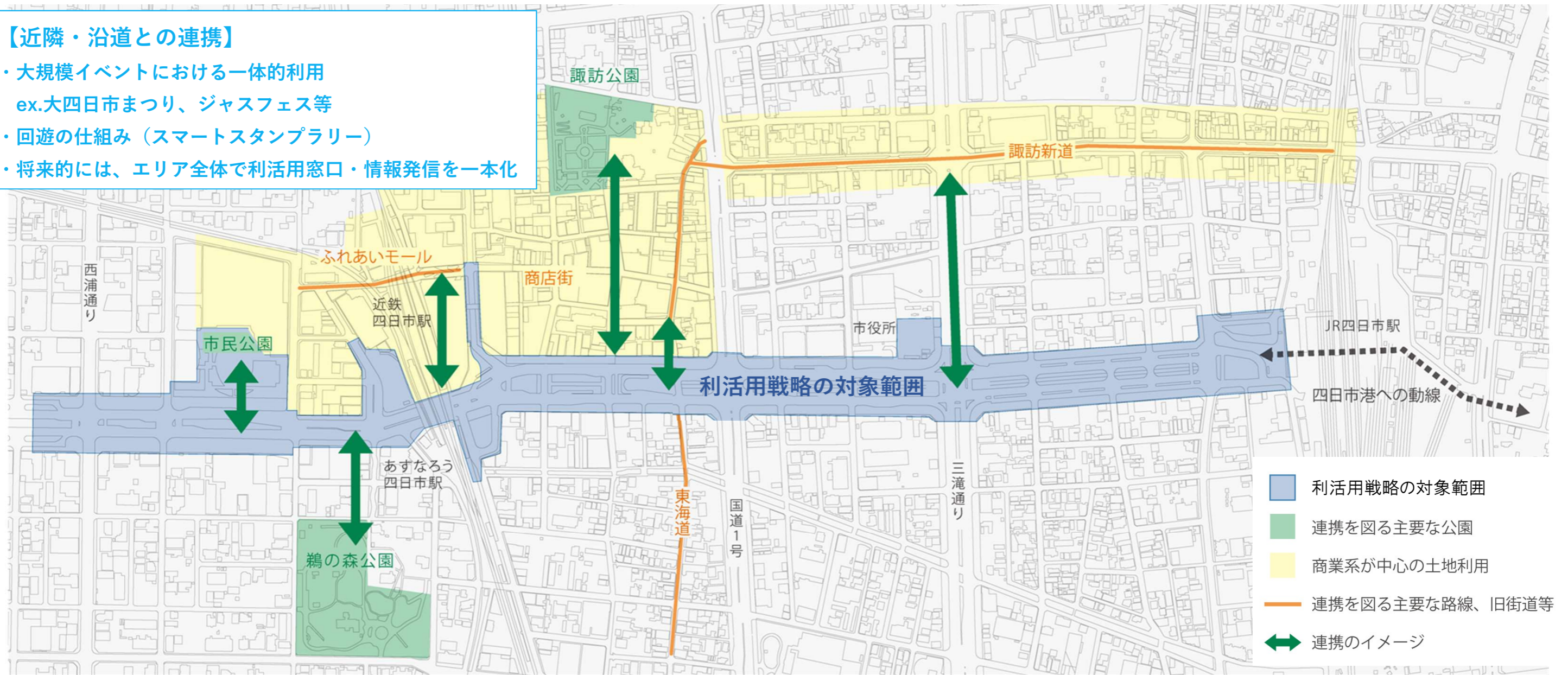
1. 利活用戦略の狙い

1-3. 対象範囲

- ・利活用戦略の内、空間活用の担い手（官（国・市）・民（複数の事業者））間の連携を図る体制づくりの方針は、**商店街や公園でのまちづくり活動との連携も含めたものとする**

【近隣・沿道との連携】

- ・大規模イベントにおける一体的利用
ex. 大四日市まつり、ジャスフェス等
- ・回遊の仕組み（スマートスタンプラリー）
- ・将来的には、エリア全体で利活用窓口・情報発信を一本化



四日市の茶畑



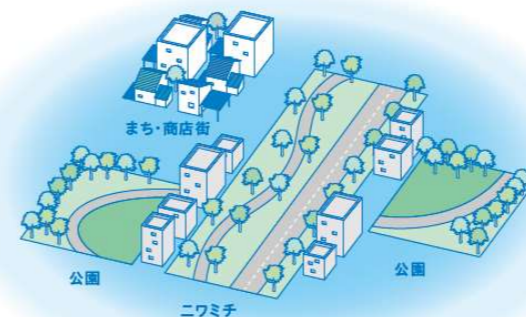
臨海部の産業集積

【“まち・さと・みなと”との連携】

- ・まち・さと・みなとのイベント・観光情報を発信
- ・まち・さと・みなとのショーケース的役割を果たす（茶畑など）

【広域エリアとの連携】

- ・ニワミチ空間でのイベントや活動の情報発信および誘致
- ・ニワミチ空間周辺への企業誘致



2. 利活用の体制

2-1. ニワミチ全体の一体的なマネジメントを実現するまちづくり主体

- ・利活用戦略の狙いから整理される、まちづくり主体に求められる役割は以下のとおり

【利活用戦略の狙い】

<それぞれの空間活用の担い手が連携して取り組む
まちのエリアブランディング>

<ニワミチからまち・さと・みなとへの
まちづくり・賑わいの波及>

【狙いを達成するために必要な事項】

- ・ 官民の境界を越え、各主体を繋ぐまちづくり主体の必要性
- ・ ニワミチではコンセッション制度やP-PFI制度など各種の官民連携制度が活用されるため、各運営主体間の連携を調整
- ・ 公共的な空間利用をマネジメントするなど、まちづくりを下支えするスマートシティへの取り組みを促進
- ・ まちづくり拠点（まちづくり方針を議論する場や利活用全般に係る相談窓口機能を想定）の設置とその管理運営、利活用のための備品を保管する倉庫等の管理運営

- ・ 四日市の中心市街地だけでなく、まち・さと・みなとの観光情報の発信
- ・ 観光地への交通情報の案内
- ・ まち・さと・みなとのイベント連携
- ・ 市外や県外を含めた広域エリアとの連携や情報発信

【まちづくり主体に求められる役割】

1 「公共空間利用調整・エリアマネジメント促進機能」

2 「観光情報発信機能」

3 「スマートシティ実装化機能」

2. 利活用の体制

2-2. 体制

・まちづくり主体に求められる以下の機能を担う (仮)ニワミチよっかいちまちづくりパートナーズ(以下、NYP)を設置し、官民連携でニワミチの一体的なマネジメントを行う

※商業・観光・情報に係る政策を担い公共施設の管理者としての役割を担う四日市市が、ニワミチに関わるそれぞれの主体間の調整の場として設置市の関連部局に加え、これまでのまちづくり活動や商店街との連携、バスタ四日市の運営等を踏まえ、既存のまちづくり団体が参画

1

公共空間利用調整・
エリアマネジメント
促進機能

1-1：公共空間利活用促進・調整業務

1-2：まちづくり主体間連絡調整業務

1-3：まちなかスペースの利活用支援業務

2

観光情報発信機能

2-1：観光情報発信業務

2-2：公共空間活用を含む、中心市街地の観光振興・プロモーション業務

3

スマートシティ
実装化機能

3-1：公共空間での取得データの情報管理業務

3-2：各種データの編集・発信業務

【従来型の利活用体制】

- ・主体間の調整役が不在のため、ニワミチの一体的なマネジメントや利活用が困難
- ・特定の利活用窓口がなく、利活用時のルールの周知や調整が困難
- ・各々の主体がそれぞれの利益を追求するため、まちの活性化を目的とした利活用が困難

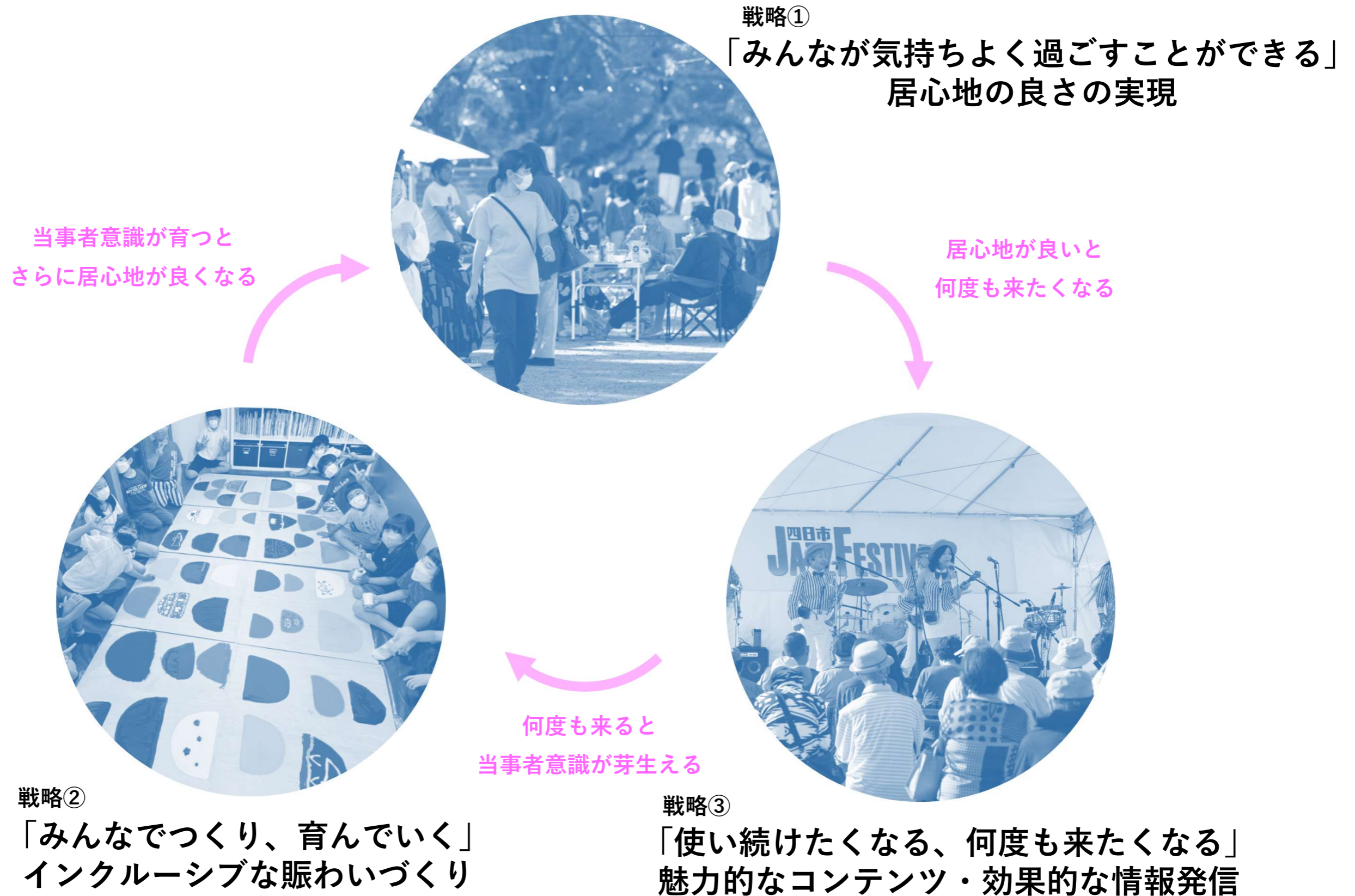
【NYPの設置による利活用体制】

- ・NYPが主体間の連絡調整役になることで、官民連携でのニワミチの一体的なマネジメントや利活用が可能となる
- ・NYPが窓口機能となり、利活用に関する情報発信やマナー啓発、イベント時の来場者のアクセス方法・誘導等の実施・調整が可能となる
- ・NYPが、特定の主体の利益ではなく公益を追求し、まちづくりに資する利活用を前提とした調整を行うことで、四日市のまち全体の活性化につながる

3. 利活用の基本的な考え方

3-1. 利活用における3つの戦略

- ・中央通りの賑わいづくりでは、その運営に関わる多主体が協働し、中央通りへの関係人口を増やししながら、質の高い利活用を持続的にしていく必要がある
- ・ここでは、多様な主体の円滑な連携を促すために、“ニワミチ”で求められる利活用の方向性を3つの戦略として示す



3. 利活用の基本的な考え方

3-1. 利活用における3つの戦略

【利活用戦略と景観形成戦略の関連】

戦略①

「みんなが気持ちよく過ごすことができる」
居心地の良さの実現



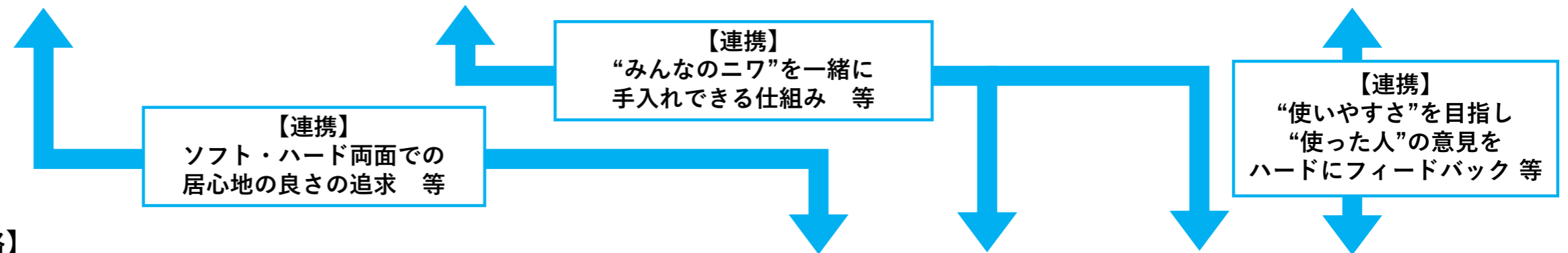
戦略②

「みんなでつくり、育んでいく」
インクルーシブな賑わいづくり



戦略③

「使い続けたいくなる、何度も来たいくなる」
魅力的なコンテンツ・効果的な情報発信



【景観形成における5つの戦略】

- 戦略①

統一感・連続性による
都市軸の演出
- 戦略②

回遊を促す
心地よいアイレベル
での変化
- 戦略③

四日市の顔にふさわしい
高質な設えと
四日市らしさの表現
- 戦略④

豊かで多様な
緑の設えによる
居心地の良い空間づくり
- 戦略⑤

官民一体の賑わい
を演出する
使いやすい空間づくり

3. 利活用の基本的な考え方

3-2. 戦略①「みんなが気持ちよく過ごすことができる」居心地の良さの実現

・居心地の良さの実現に向けて、ハード的な空間づくりに加え、下記についての取り組みを行う

①「自分の好きなように自由に使う」を促す

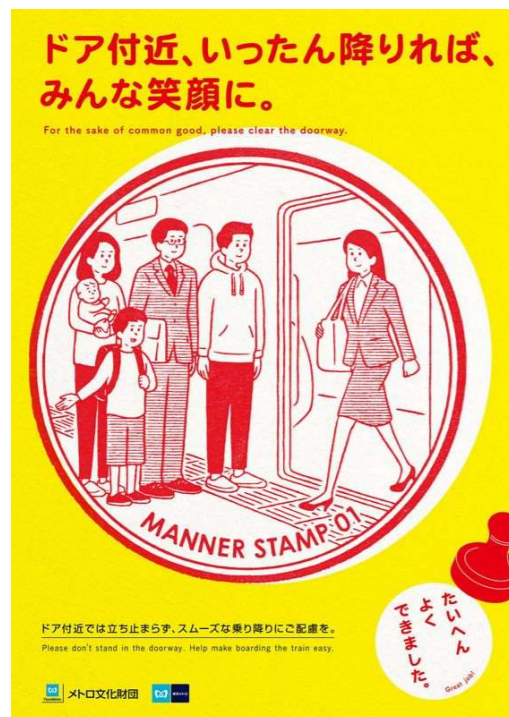
；「使い方」イメージを具体化・共有→「望ましい活用のシーン」の発信

- ・多様なアクティビティを受け入れる場とすることで、自分の使い方を見つけることができ、居心地の良さ向上が期待できる
- ・さらに、自分に合った使い方を見つけやすくするために、今後、具体的な利活用の取り組みを通じて、中央通りの空間や公園での「このような使い方が良い！」という事例を「望ましい活用のシーン」として利活用戦略に追加する（右記参照）

②みんなが使うことを意識し、それぞれが気持ちよく過ごすために「利活用マナーの向上」を促す

- ・イベント実施時は、イベントの音量・音色に配慮する ※今後実際の運用を通じてルールを見直し予定
- ・飲酒する場合は、法令を遵守しつつ、周囲に配慮して楽しむ
- ・花火、焚火（BBQ等）については、管理者の定める場所やルールに従って行う
- ※都市公園法施工令第18条；公園管理者が指定した場所以外の場所で焚火をすることは禁止
- ・イベント会場等への来場方法について、イベント告知時に公共交通の利用を推奨するなど、会場までのアクセスにおいて危険や混雑等のおきない快適なイベント実施を行う
- ・スマートシティサービスによって、空き駐車場の状況についての周知を行う

> マナー向上を促すサイン・表示



- ・通常の禁止サインではなく、キャッチコピーとアイコンといった表示でマナー向上を促す
- ・禁止ではなく、呼びかけ的なコピーを用いる

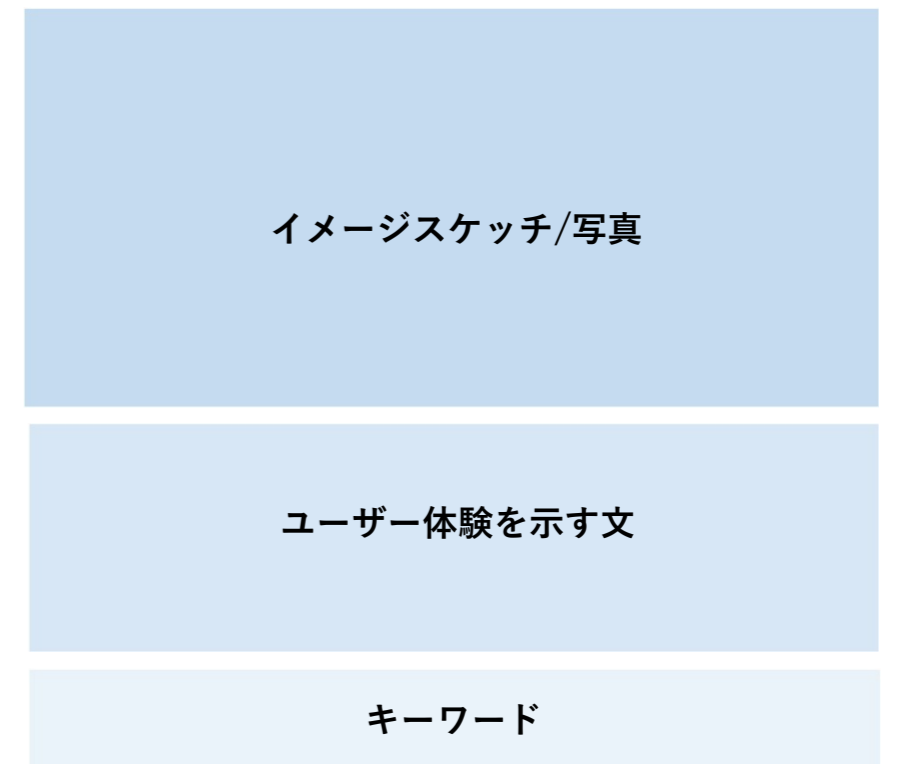
望ましい活用のシーン



- ▶そぞろ歩きしながらふらっと入れるお店で楽しめる
- ▶地域色ある品がセレクトされ「まちの顔」を体感できる
- ▶道・広場・店舗の区別なく豊かな滞留体験を得られる
- ▶子どもが楽しみ親も安心して時間を忘れられる場がある
- ▶いつもきれいな場が保たれることでマナーが伝播する

#そぞろ歩き #セレクトショップ #まちの顔
 #シビックプライド #オープンカフェ
 #こどもの遊び場 #過ごす場を選べる自由度

> 望ましい活用のシーンの構成



3. 利活用の基本的な考え方

3-3. 戦略②「みんなでつくり、育んでいく」インクルーシブな賑わいづくり

・市民の関わるきっかけや関わりしろをつくり、当事者意識を醸成する下記の取り組みを行う

①「みんなが使いたくなる」ための情報発信

；実際に使った実績をアーカイブ化し、発信

・イベント利用者等の使用時の状況写真や使用後の感想をアーカイブ化し発信していく

；スマート機器による場所情報の発信

・AIカメラや環境センサーにより取得する歩行者交通量や温度等の環境情報を公開し、使いたい人が場所の情報を入手できるようにする

②“ニワミチ”に対する当事者意識を育む体制・仕組みづくり

；多様な主体の“手入れ”を受け入れる体制・システムづくり

・自分たちが“ニワ”を自ら手入れするなど、市民活動の場としていき、場に対する愛着を育むことをめざす

・緑の維持管理等について、官民協働で育てていく仕組み・体制づくりを目指す

③「市民の日常生活の憩いの場」を意識した利活用マネジメント

；オープンスペースでの利便性や快適性を向上するアクティビティを受け入れる

・収益事業に限らず、市民の日常生活の憩いの場として、多様なアクティビティを受け入れる空間となることをめざす

・多様な地元の事業者が出店できる“いち”のようなイベントを実施し、使う人の門戸を広げつつ、市民との距離感を縮める



>市民みんなで楽しむ参加型グリーンプロジェクト GREEN COMMONS
・神戸市東遊園地内の「学びの庭」で市民ガーデナーを育成するプログラムなどが2022年から実施されている

>“はじまりのいち”社会実験 2022 での活用の様子
・社会実験では59の事業者が出店し、12のイベントが開催された
・休祝日の歩行者交通量は2～10倍となった
・一方、一部の利用者のマナーの問題も顕在化した

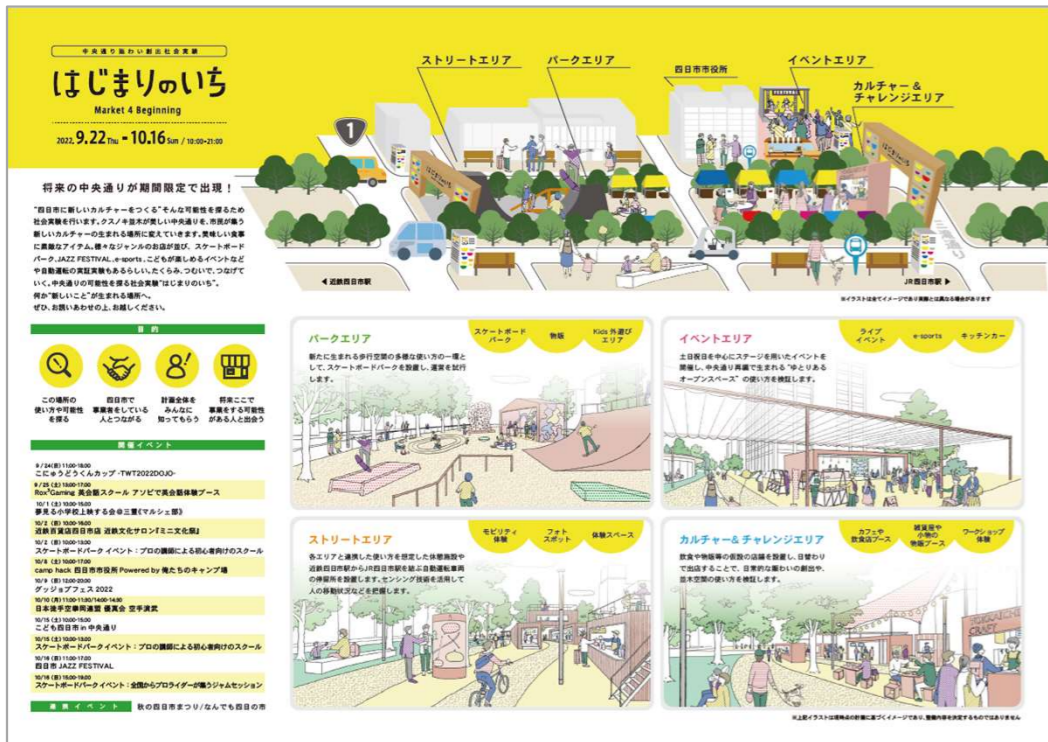
3. 利活用の基本的な考え方

3-4. 戦略③「使い続けたいくなる、何度も来たいくなる」 魅力的なコンテンツ・効果的な情報発信

・ニワミチのファンを増やし、使い続けてもらうために下記の取り組みを行う

- ①「興味を持ってもらう」ための質の高い情報発信
 - ；「四日市の魅力を知る・感じる」ディレクションができるデザイン人材との積極的協働による魅力的なコンテンツによる情報発信
 - ・NYP内の四日市の魅力をディレクションできる人材、デザインの専門性を有するデザイン人材と積極的に協働し、魅力向上をはかり、利用者数拡大を目指す
- ②「多様な過ごし方の幅」を知ってもらうための情報発信
 - ；タイムリーな情報発信
 - ・スマートシティポータルサイトやデジタルサイネージなどで中央通りで行われているイベント等のタイムリーな情報を掲示する
 - ※SNSの活用については今後要検討
- ③「日々の変化を感じる」利活用マネジメント
 - ；市民が日常と非日常を体験できるように積極的な“いち”やイベントの運営
 - ・何度も来たいくなるためには、季節・日時の変化を効果的に演出するのが望ましい
 - ・そのため、積極的に“いち”やイベントの運営を行う

> 社会実験時の広報、SNSでの発信
 ・広報に関しては、デザイナーと協働してビジュアルのトータルディレクションを行った
 ・Instagram, X (当時Twitter), Facebookでタイムリーな情報発信を行った (のべフォロワー2300人程度)



> 経済産業省発行 インタウンデザイナー活用ガイド
 ・2023.3に発行された地域の課題解決にデザイナーの力を積極的に有効活用することを薦めている

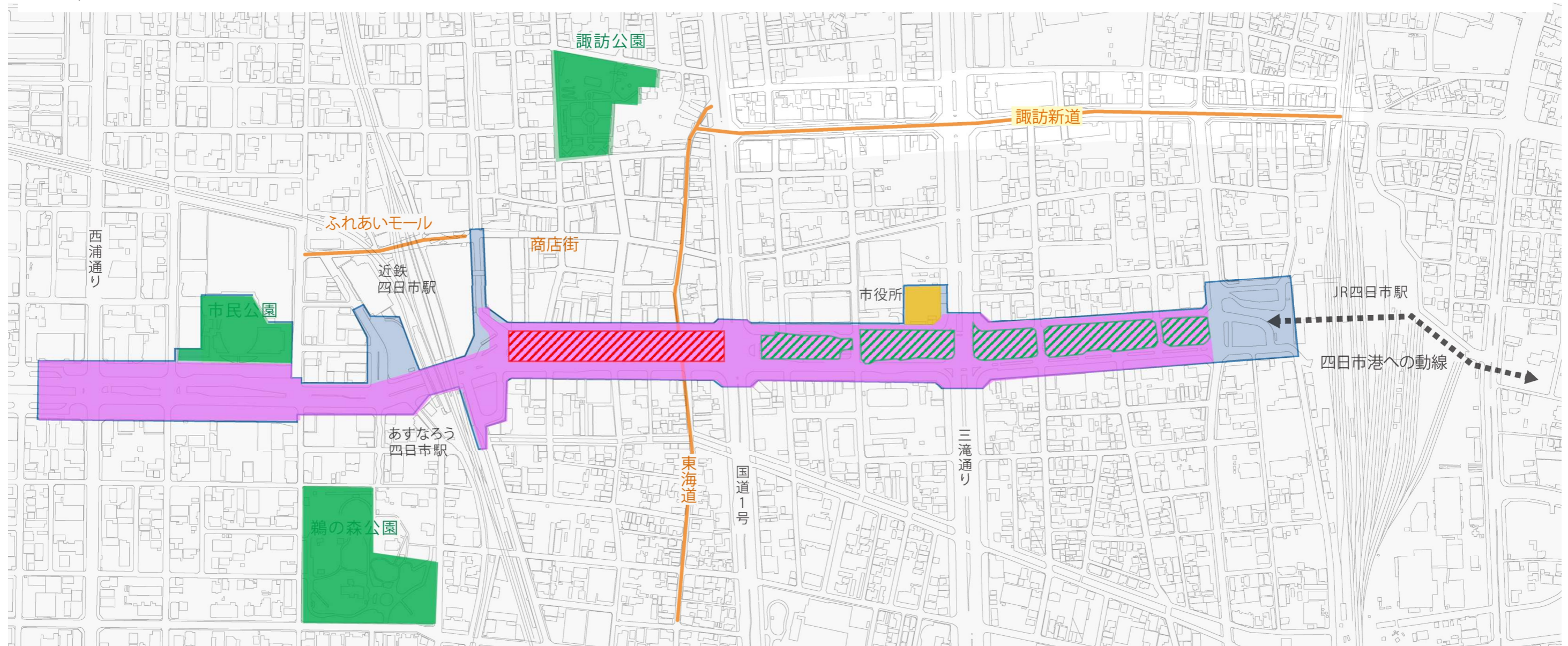


4. 利活用スキームとルール

4-1. 利活用スキーム

【前提条件】


- 対象範囲には、道路・公園・道路と公園の兼用工作物が含まれるが、これらの特性に合わせ、下記の利活用制度を活用し、官民連携で賑わいづくりを行っていく




( 基本計画の対象範囲)

 道路 ; 四日市市管理・歩行者利便増進道路（ほこみち）の活用を想定

 道路・都市公園兼用工作物（中央通り公園） ; 四日市市管理、Park-PFI制度の活用、将来的に公園施設設置管理協定、指定管理者制度等の活用も視野

 道路、バスタ事業エリア（国直轄事業） ; 国交省管理、コンセッション制度による運営

 公有地（市役所所有） ; 四日市市管理

 都市公園 ; 四日市市管理、将来的には公園施設設置管理協定、指定管理者制度等の活用も視野

4. 利活用スキームとルール

4-1. 利活用スキーム

- ・ **NYPが利活用マネージメントの中心を担う**が、各活用制度により想定している利活用の方針と主体について下記に示す

道路

；四日市市管理・**歩行者利便増進道路（ほこみち）**の活用を想定

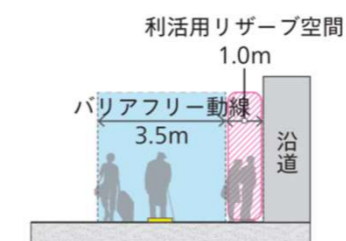
【方針】

- ・ 利活用リザーブ空間を軸に**沿道敷地所有者による地先活用**を促すことで、多様な主体がまちに関わることを目指す
- ・ 植栽維持管理については、**“ニワ”を市民活動の場**としていくことを目指す

【利活用主体（想定）】

- ・ 沿道地権者、テナント、まちづくり組織等

「利活用リザーブ空間」の設定



「利活用リザーブ空間」の使い方イメージ



都市公園（中央通り公園）

；四日市市管理、**Park-PFI制度の活用、将来的には公園施設設置管理協定、指定管理者制度等**の活用も視野

【方針】

- ・ **“ニワミチよっかいち”中央通り基本計画に記載されている「各オープンスペースにおける利活用の考え方」「災害時の使われ方」の記載事項**に基づいた使われ方を目指す
- ・ **公共空間については、NYPによる賑わい創出**を目指す

【利活用主体（想定）】

- ・ 民間事業者（公募により選定予定）
- ・ 指定管理者（窓口）



道路、バスタ事業エリア（国直轄事業）

；国交省管理、**コンセッション制度による運営**

【方針】

- ・ **“ニワミチよっかいち”中央通り基本計画に記載されている「各オープンスペースにおける利活用の考え方」「災害時の使われ方」の記載事項**に基づいた使われ方を目指す

【利活用主体（想定）】

- ・ 民間事業者（バスタ四日市パートナーズ 代表；ディア四日市）

4. 利活用スキームとルール

4-1. 利活用スキーム

- ・ NYPが利活用マネージメントの中心を担うが、各活用制度により想定している利活用の方針と主体について下記に示す

公有地（市役所所有）

；四日市市管理

【方針】

- ・ 周辺イベントと連携した活用を行う

【利活用主体（想定）】

- ・ まちづくり組織、イベント主催者等

都市公園

；四日市市管理・将来的には公園施設設置管理協定、指定管理者制度等の活用も視野

【方針】

- ・ 市民公園については、既存の賑わいづくりの取り組み（イベント等）を推進する
- ・ 諏訪公園については、エリアマネージメントの動きと連携しつつ、既存の賑わいづくりの取り組み（イベント等）を推進する
- ・ 鶉の森公園については、イベント開催による賑わいづくりではなく、日常の居心地の良さを重視した活用を行っていく

【利活用主体（想定）】

- ・ まちづくり組織、イベント主催者等

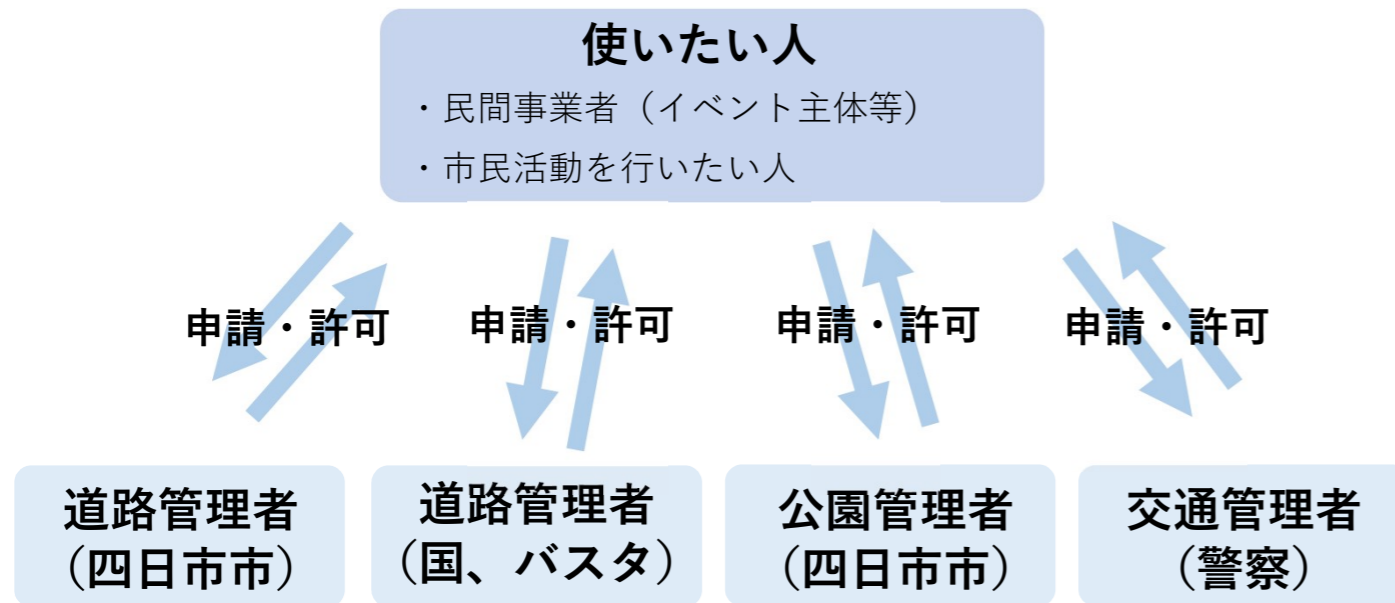
4. 利活用スキームとルール

4-2. 手続きフロー

- ・対象エリアでは、空間利用に際しての手続きが多岐に渡ることが使いたい人にとって少なからずハードルになっている
- ・利活用を促進するため、(仮)ニワミチよっかいちまちづくりパートナーズが一括して相談窓口の機能を担うことで、手続きの円滑化を図る

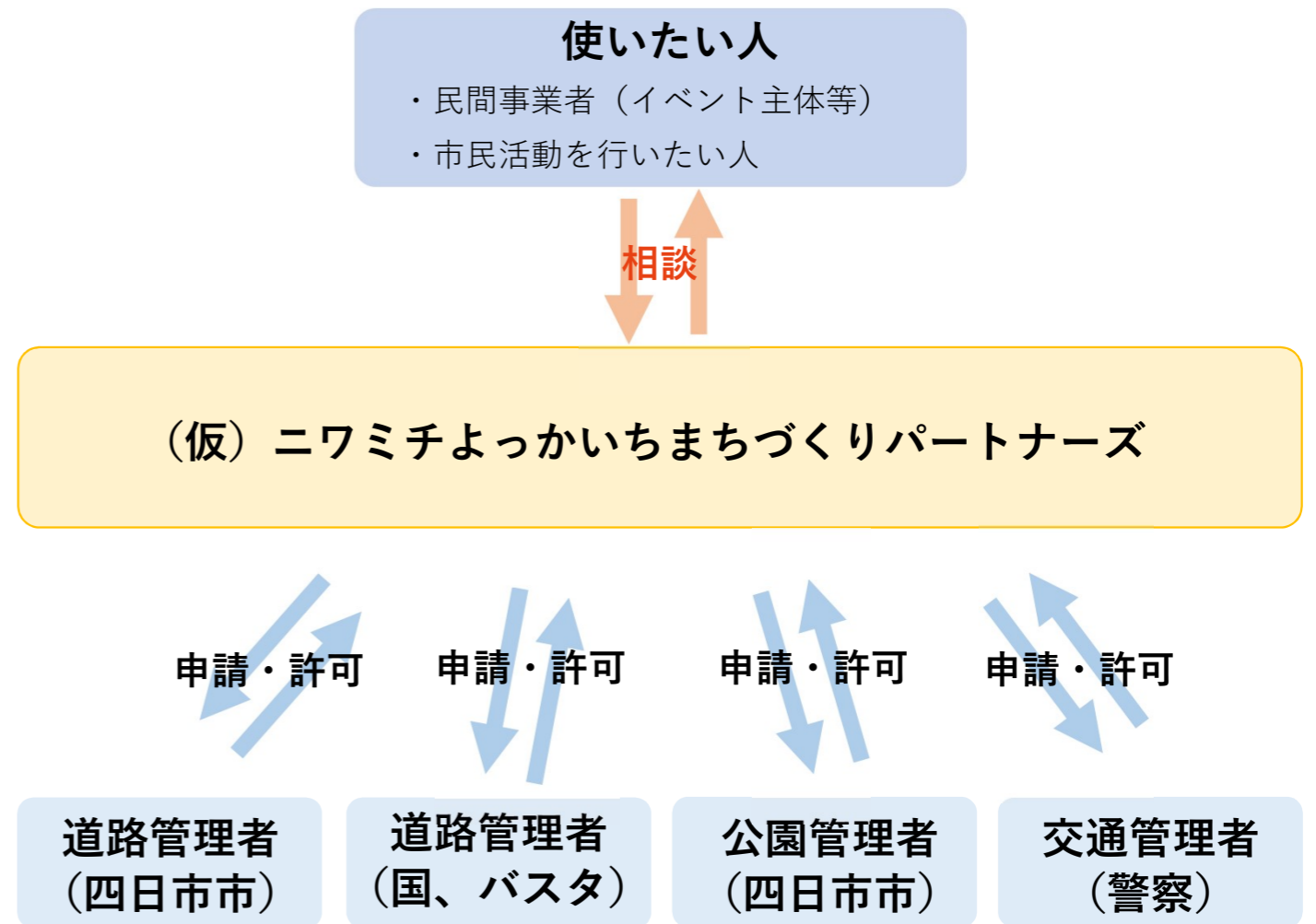
<従来の手続き>

- ・場所によって、必要な手続きの申請種別・申請先が異なる
- ・エリアをまたいでの活用の手続きが極めて煩雑となる



<ニワミチにおける手続き (将来像)>

- ・まちづくり組織 (仮)ニワミチよっかいちまちづくりパートナーズが一括した相談窓口となり、使いたい人の手続きを円滑化
- ・NYPが中央通り全体のコーディネーターとしての役割を担う



5. 賑わい空間の維持管理方針と賑わいづくりの手法について

5-1. 賑わい空間の維持管理方針

- ・ここでは、賑わい空間の維持管理方針について、「①体制や仕組みづくり」「②日常的なメンテナンス（点検や清掃等）」の2つの観点に分けて、考え方と方針を示す

【①体制・仕組みづくり】

①-1 市民参加型かつ能動的な維持管理の仕組みづくり

- ・ニワについては、従来の官主導の維持管理だけでなく、市民参加型で能動的な維持管理を行う
ex)市民ガーデナーの育成・市民参加型ボランティアガーデン 等



市民参加型花壇管理プロジェクト
「Green Commons」(神戸市)

①-2 景観を維持・保全していくための維持管理体制の構築

- ・公共空間管理者（行政）、公共空間内施設運営事業者（民間）、沿道（建築物）管理者（沿道地権者・事業者等）が連携できる維持管理体制を構築する

【②日常的なメンテナンス（点検や清掃等）】

②-1 官民連携によるきめ細やかな点検と維持管理

- ・ニワの使用者の当事者意識の醸成と維持管理の実施
- ・ストリートファニチャーや舗装、植栽等、日常時の点検を行政と沿道地権者の連携によって丁寧に行い、きめ細やかな清掃・補修につなげる
ex) 沿道地権者との維持管理協定、ほこみち制度の活用、アダプト・プログラムの導入 等

②-2 高質な空間の維持管理のための財源確保方策の検討

- ・木材（ベンチ・ウッドデッキ等）の維持管理など、整備後のグレードを維持するための財源確保方策の検討を行う
- ・将来的に、沿線受益者から還元させるような仕組みづくりを検討し、持続性確保につなげていく
ex) 用途を明示した寄付金制度の活用（“ニワミチ基金”）等

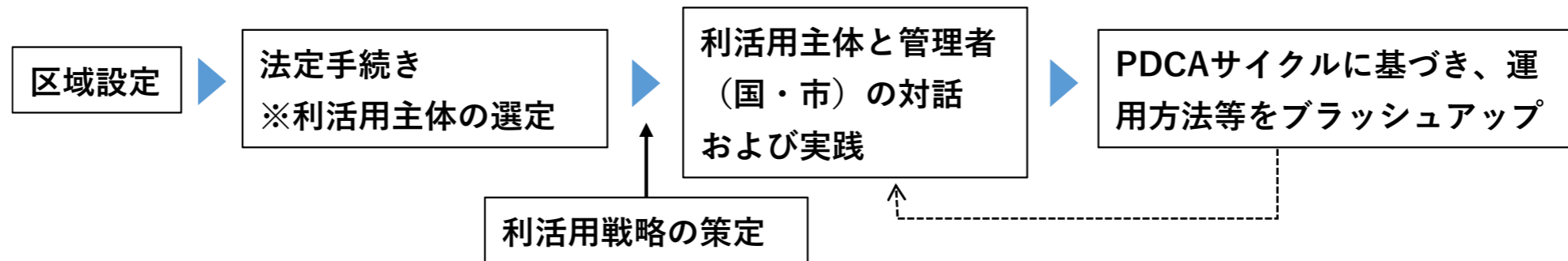
5. 賑わい空間の維持管理方針と賑わいづくりの手法について

5-2. 賑わいづくりの手法

- ・多様な主体がまちに関わるためには、官民の役割分担や各種官民連携の諸制度を活用していく必要がある
- ・ここでは、賑わいづくりの手法として、「賑わいづくり・空間活用に向けたプロセス」および現時点で区域が明確になっていない道路上の「活用想定エリア」について示す
- ・また、道路上の「利活用想定エリア」については、p.21以降に必要な手続きフローについても示す
- ・バスターエリア内については、バスターミナル運営事業を行う「バスタ四日市パートナーズ」を主体として賑わいづくりを行い、バスターエリア以外のエリアについては、NYPを主体として賑わいづくりを行う

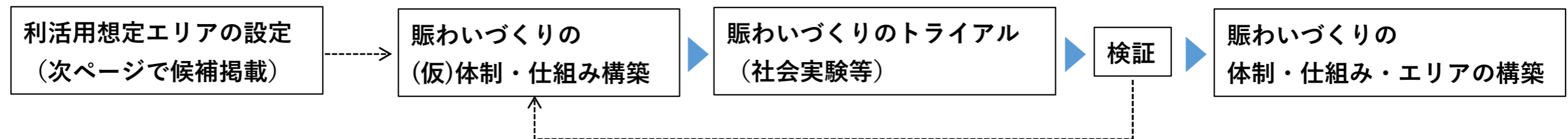
<賑わいづくり・空間活用に向けたプロセス>

①バスターエリア（コンセッション制度を活用）および中央通り公園エリア（P-PFI制度を活用）について



- ・区域が設定されているバスターエリア（コンセッション制度を活用）、中央通り公園エリア（P-PFI制度を活用）については、利活用主体が比較的明確になることから、本戦略の記載内容をベースとして四日市市と利活用主体で対話を進めつつ賑わいづくりを進めていく

②バスターエリア（コンセッション制度を活用）および中央通り公園エリア（P-PFI制度を活用）以外のエリア（「利活用想定エリア」）について

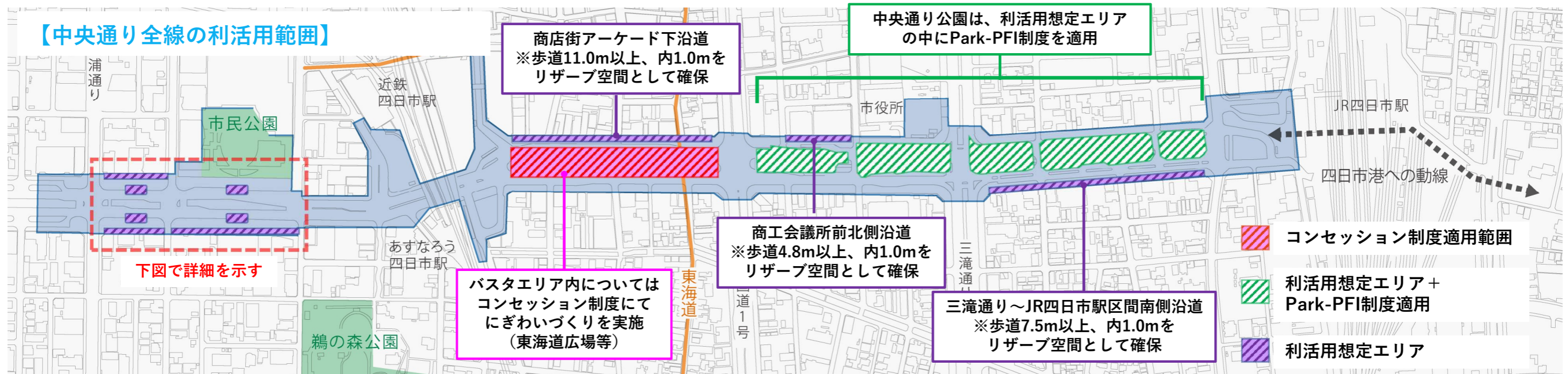


- ・コンセッション制度適用範囲とPark-PFI事業範囲を除く、歩道上の利活用想定エリアにおいては、今後、社会実験などを実施し、実現可能性を調査しつつ、賑わいづくりを進めていく
- ・場合に応じて、利活用社会実験等を通じて、利活用想定エリアの精査を行い、沿道地権者等の意向も踏まえ、賑わいづくりを図るエリアを決定していく

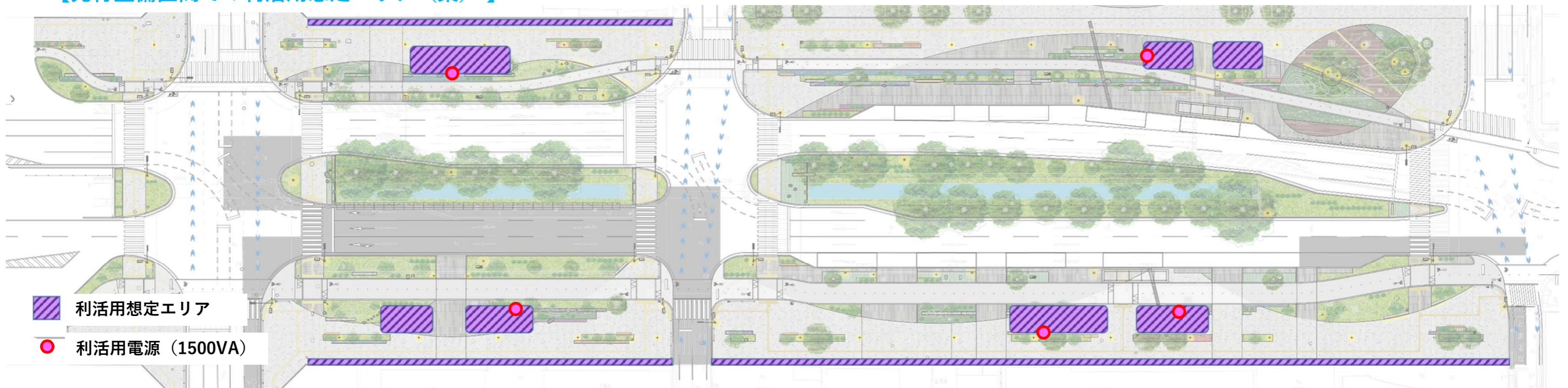
5. 賑わい空間の維持管理方針と賑わいづくりの手法について

5-2. 賑わいづくりの手法

- ・中央通り全線において利活用を行う範囲を「コンセッション制度適用範囲」「P-PFI制度適用範囲」「利活用想定エリア」に分けて下記に示す
- ※利活用想定エリアについては前頁記載のプロセスの通り、エリアが変更となった場合は、本戦略の追記修正を適宜行う



【先行整備区間での利活用想定エリア (案)】



5. 賑わい空間の維持管理方針と賑わいづくりの手法について

5-2. 賑わいづくりの手法

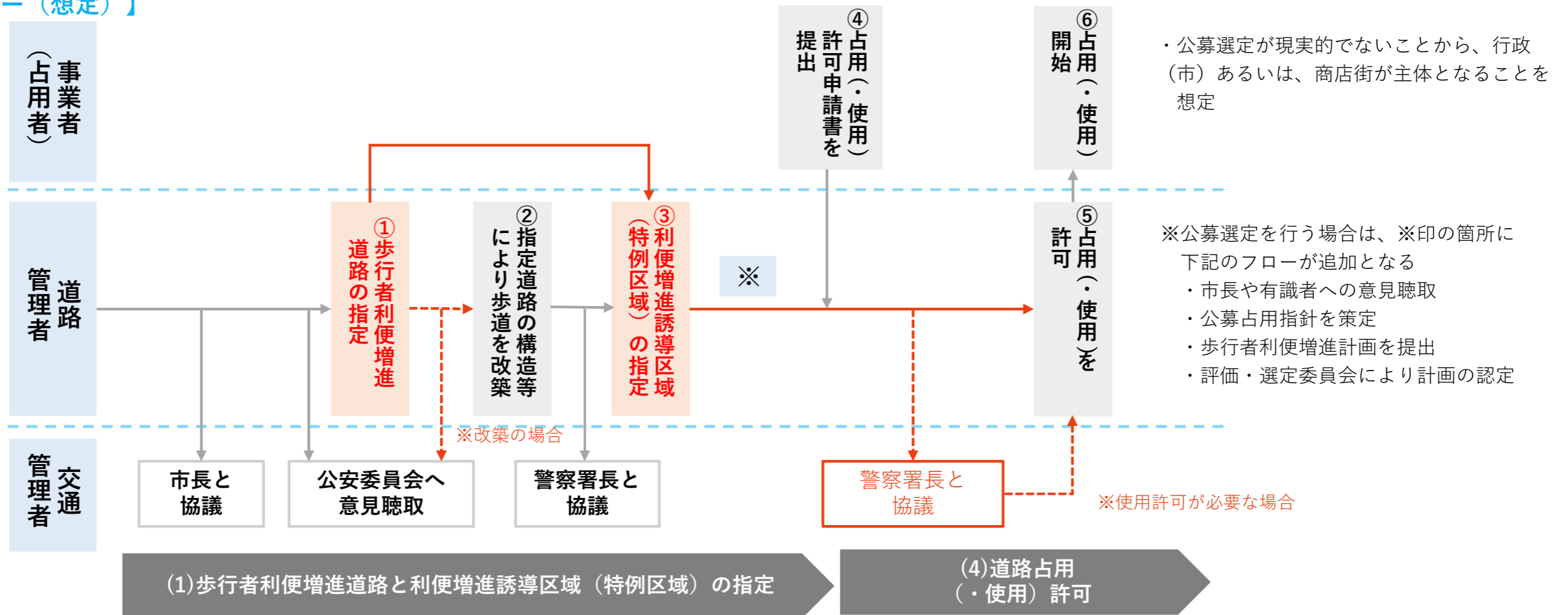
官民連携の賑わいづくりに向けて、空間利用を促進するために活用が想定される制度を以下に示す

①歩行者利便増進道路（ほこみち）指定制度

【制度概要】

歩行者利便増進道路の指定は、道路管理者が歩行者利便増進道路（ほこみち）を指定し、利便増進誘導区域（特例区域）によってオープンカフェや露店等の道路占用許可基準を緩和する制度である。民間事業者による歩行者施設の整備等を認めるため、占用特例制度と公募占用制度を設け、占用者を公募で選定した場合、通常5年の占用期間が20年となる。

【手続きフロー（想定）】



(1) 歩行者利便増進道路と利便増進誘導区域（特例区域）の指定

市長との協議、公安委員会への意見聴取を経て道路を指定する。指定道路の歩道を改築する場合は、再度公安委員会へ意見聴取を行う。また警察署長との協議を実施し、指定道路内に利便増進道路誘導区域（特例区域）を指定する。

(4) 道路占有（・使用）許可

事業者は道路管理者へ占有許可申請書と使用許可申請書を提出後、道路管理者により占有を、警察署長により使用を許可される。

【参考】 泉山壘威ほか（2023）パブリックスペース活用事典 図解 公共空間を使いこなすための制度とルール

5. 賑わい空間の維持管理方針と賑わいづくりの手法について

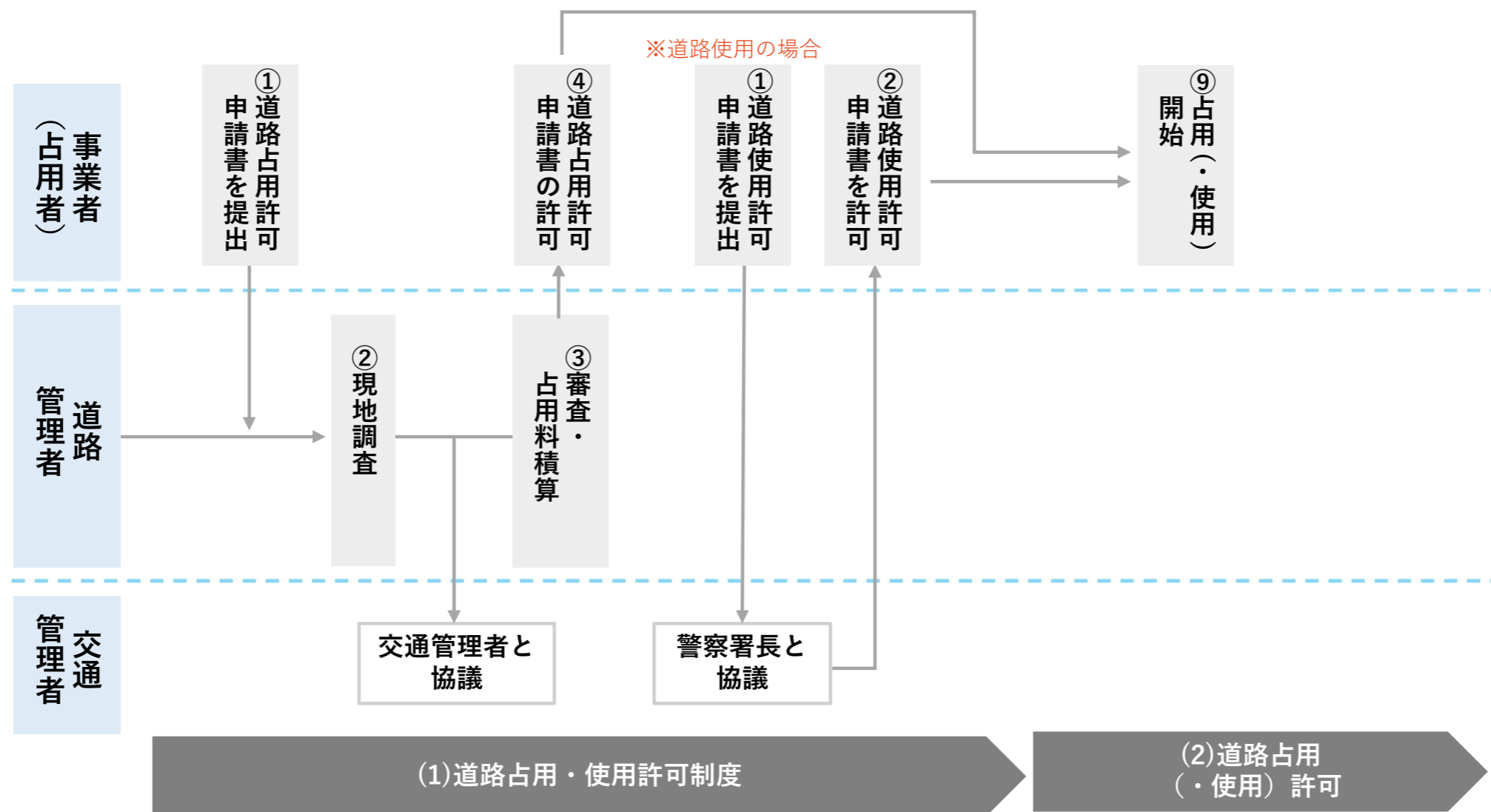
5-2. 賑わいづくりの手法

②道路占用許可制度

【制度概要】

道路占用許可制度は、道路上に一定の施設を設置し、道路を独占的・継続的に使用する「道路占用」に対する許可制度で、道路管理者の許可を受ける必要がある。許可を受けられる占用期間は、公益企業であれば10年、その他の一般許可では5年が期限となっており、占用にあたっては占用料の支払いが必要となる。

【手続きフロー】



(1)道路占用・使用許可制度

道路占用では、道路管理者への道路占用許可申請を行い、現地調査等を実施の上、審査、占用料積算を行い、道路占用が許可される。道路交通法に基づく道路使用の場合、交通管理者へ道路使用許可の提出が必要。

(2)道路占用(・使用)許可

事業者は道路管理者へ占用許可申請書と使用許可申請書を提出後、道路管理者により占用を許可される。